## 告 示

## 埼玉県告示第三百四号

おい 定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規 (平成六年法律第三十号) 次のとおり廃止の届出があった。 した中国残留邦人等及び 第十 四条第四項に

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一指定医療機関

内田薬局 北尊	角歯科医院 八間医療法人藤朋会 川	さくらデンタル  草加	児科 医療法人山岡内科小 鶴ヶ	新井医院 秩父	トフル熊谷 一階	しょうぶ眼科・内科 ジュ医療法人社団南愛会久意	名 称
北葛飾郡杉戸町内田一————四	入間郡毛呂山町川角四六三——	草加市弁天二―二二―三立原ビルーF	鶴ヶ島市上広谷四一二―二八	秩父市下吉田三八一四	一階 十日 一二―三AOSビル平成三十一年一月	しょうぶ眼科・内科 ジュ菖蒲三階医療法人社団南愛会久喜市菖蒲町菖蒲六〇〇五―一モラ―	所在地
三十一日平一月	三十一日平一月	三十一日平一月	二十九日平成三十年十二月	三十一日平成三十年十二月	十日平成三十一年一月	三十一日平一月	廃止年月日

二 指定施術機	
関	

有限会社三共ファ

深谷市上柴町西二—二二—一二

十三月

平成三十一年二月

マシー上柴店

木下尚子	小 林 勉	氏名	
		住所	
まごころ治療院	こばやし接骨院	名称	施
八六一六 四日 四日 四日	六—二七 二十五日上尾市上尾村一二一平成三十一年二月	所在地	術
平成三十一年二月	二十五日平二月	廃止年月日	